

笠井委員

日本共産党の笠井亮です。この間の委員会の議論を踏まえて、三つのことを感じているので述べたいと思います。

第一に、この間の状況は、改憲のための国民投票法案が九条改憲の条件づくりであることをいよいよ明確にしていると思います。

これまでの議論で、国民投票制度は九条改憲を前提としているわけではないという御意見がありました。しかし、現実に自民党の中から、憲法改正に向けて、通常国会で国民投票法を成立させた上で、政党間協議の入り口までことし後半にはたどり着き、来年本格的な協議に入りたいという言明がなされております。憲法制定から六十年間つくられてこなかった法律をにわかにつくろうという動きが、自民党などが改憲案を準備し、改憲を政治日程にのせようとするそういう動きと軌を一にしたものであることはいよいよ明白になってきていると思います。

しかも、その改憲案は九条改憲を中心としてまとめられていること、さらに、九条改憲を待たずに現在進められようとしている在日米軍基地の再編強化、自衛隊との一体化の動きとも歩調を合わせている事実を見れば、幾ら九条改憲を前提としていないと否定しようとしても、九条こそ最大の焦点であることは明らかだと思います。

第二に、今、国民投票法案をつくる必要性について、国民主権原理を援軍にしたり、改憲とは切り離してルールづくりをという御意見もありましたが、これももはや成り立たなくなっているというふうに私は思います。この間の議論では、今国民投票制度を整備することは国民主権原理からも当然とする御意見があったわけですが、国民が主権を行使するあり方は改憲案に対する国民投票だけに限られるものではありません。改憲を望まない国民が、国会に改憲案を発議させないこと、改憲の条件づくりとなるような国民投票法案をつくらせないことも、国民が主権を行使する重要な内容の一つだと思います。

そうした国民の意思の表明は既に始まっております。昨日も国民投票法案反対の要請行動が本委員会委員に対してもありましたけれども、憲法改悪反対や九条改悪のための国民投票法案反対に関する請願が多数寄せられております。全国で四千五百を超える九条の会を初め、国民の中に草の根で今日の改憲の動きに反対する運動が広がっています。こうした現実に行われている国民の主権行使の取り組みこそ、国会は正面から受けとめるべきだと思うんです。

また、国民投票制度は改憲とは切り離して議論すべきという御意見がありましたが、むしろ改憲と切り離して議論できない状況をつくってきたのが、改憲を目指し、そのための国民投票制度をつくらそうとしている政党や議員の方々であることを指摘せざるを得ません。

第三に、国民は九条改憲のための国民投票法を望んでいないということを改めて指摘しておきたいと思います。

あの悲惨な沖縄戦を体験し、今また米軍再編強化の大きな焦点となっている沖縄で、琉球新報が三月二十日付の社説で「国民投票法案・問題の本質を見失うな」、こういうタイトルを掲げております。

その中から若干引用しますと、「憲法改正論議は、いつから投票権年齢の話にすり替わったのだろうか。現行憲法は「戦争放棄」と「戦力不保持」をうたい、比類なき平和憲法として位置付ける国民は少なくない。見直す理由が見当たらないとの指摘もある中で、論議を深めることなく、改正に向けた準備だけが着々と進んでいる。そんな印象が否めない。これでは何のための国会か、ということになる。」「憲法改正への機運が国民に熟したとはとても思えない状況下で、国会論議を深めることもなく、改正への手続きを急ぐことは許されない。投票権年齢の問題などに目を向けさせる手法も姑息と言わざるを得ず、そんなことで国家の将来が決まってしまうのかと思う。」こう厳しく警告しております。こうした声こそ真剣に耳を傾けるべきだということを私

は指摘して、発言を終わります。

(略)

笠井委員

先ほど来、自民党委員の方々から、何人かから、国民投票制度が未整備であることが立法不作為だ、恥ずかしいことだ、異常な事態という御意見がありました。そして、賛否とは別に見直しの機会をつくるべきだという御意見もあって、同時にその一方で、六十年たって憲法改定の入口の議論で、早く本丸の議論をとという話も出ました。私は、そういう御発言の中に、何のために今こういうことで急いで整備をするかということの本音が出ているのかなと改めて感じたところではありますが、幾つか私が思っていることを申し上げたいと思うんです。

憲法改正の問題でいうと、発議があって国民投票ができる。発議というのは憲法改正案を決めて国民に提案することであり、これは言うまでもない。発議に賛成するということは国民投票の実施を求めることでもありますから、発議に賛成でない人は国民投票を求める立場にない、これは当然のことだと思います。

今現実の問題とすれば、改憲の議論の中で焦点になっているのは、例えば九条ですけれども、九条を守れ、改憲反対という国民は、そういうことを思っている国民は、今国民投票を求める立場にないというのも明白だと思います。憲法を擁護する人々の立場から見れば、改憲の発議には反対だ。それでも押し切って投票ということになれば、もちろん反対の投票をするでしょう。しかし、今国民投票法案に反対するということは、少なくとも政治的にはそれと同じことを考えている、そういう立場だということと言えるんじゃないかと思うんです。

先ほど申し上げましたけれども、現実には改憲が政治日程に上がっている中で、改憲に反対しながら発議に賛成するか国民投票の実施や国民投票の整備に賛成するというのは、これはそういう点からいうと二枚舌の奇妙な行動だということになる。これは憲法学者の方もそういう指摘をされております。

私は、そういう点をよく整理して、この憲法九十六条の問題、改正の問題、発議の問題、そして国民投票という問題を考えていくということが大事だと思っております。そういう点からいうと、私がこの委員会でもいろいろな機会に申し上げていることというのは、そういう理屈からすれば非常に整合性のあることだと私は自信を持って申し上げたいと思うんです。民主党の委員の方からも御意見がありましたが、私はそのことを強調したいと思います。

それから、立法不作為の問題では、先ほども御議論ありましたが、これはもう何度もやってきたので改めて言うこともないんですが、もともと立法不作為というのは国家賠償請求訴訟に関して使われてきた、使われている法律用語で、意味するのは、ハンセン病訴訟のように国民の権利侵害の訴えがあるにもかかわらず、国会が過失によって少数者の人権救済に必要な立法あるいは法改正をしなかったような場合であって、今日、主権者国民の間に改憲の具体的な内容についての合意があるわけじゃありません、国民投票制度がないことで国民の憲法改正権が侵害されているわけじゃないので、これは不作為は成り立たないということは明らかだと思います。

それで、私、関連してぜひとも申し上げたいのは、六十年間、国民の側から国民投票法がないということでそしりの声があったのか、国会に対してつくれという、そういう国民の側からの要求、請願があってこういうことになったのか、ぜひ具体的な例があれば伺いたいと思うんですけれども、そうではなくて、今改憲をしようという方々、勢力、政党や議員の方々からこの問題が出ているということが非常に大きな問題、ポイントだと思うんです。私はそういう点をぜひとも申し上げたいし、逆に、憲法制定後、国民投票法がつくられてこなかったわけですが、この間国民は主権行使してこなかったというふうに思っているかということ、してこなかったんだというふうに思っている人はいないと思うんですよ。そういう問題もあわせて考える必要があると思

ます。

最後になります。私、いろいろな立場の違いがある中でも、ここでも憲法問題ということで真剣に議論させていただいております。そして、国民もそういう中でこの議論の行方というのをいろいろ注目し、憂慮しながら、あるいはいろいろな意味で見ていると思うんですけども、そういう真剣に議論しているのに対して、議論のための議論だ、早く結論を出せみたいなことで急がれていくのはいかなものかと。私は、憲法の問題ですから、落ちついて、真剣な、立場は違っても、やはりこれは本当に時間をかけて議論をするというのが必要だということを改めて強調したいと思います。終わります。

(略)

笠井委員

幾つか私の発言や我が党にかかわる問題について御意見をいただきましたので、発言したいと思えます。

先ほど愛知委員から、先進国の注目ということでアメリカのことが挙げられました。私は、この憲法をめぐるのは、戦後の歴史の中でも憲法九条を変えろと言ってきたのがアメリカですし、最近のアーミテージ発言に至るまでそういうことがありましたから、まさにそういう立場で、そういう目から見れば、九条を守れというのが異常に映るのはある意味当然だと思うんです。そういうことを異常というふうで紹介される立場も、どういう立場で言われているかがよくわかりました。

それから、今、国際社会の中で恥ずべき日本という話もあったんですが、私は率直に言って、今、日本外交を見たときに国際社会で恥ずべき問題といえば、やはり侵略戦争の反省なしに首相が靖国参拝にこだわり続けている。これは本当に恥ずべき日本として、中国、韓国だけでなく、アジアやアメリカも含めてこれはおかしいという声が上がっているわけで、そういう意味では世界の中で九条という点ではむしろ注目が集まっていて、最近も国際組織やいろいろなところの中で、九条をめぐる国際会議をやるんじゃないか、こうして大いにこの意義についても評価しようじゃないかということで動きがあると聞いております。むしろ私はそういう問題としてとらえているということをお願いしたいと思います。

それから、法治国家なのかという点ですが、先ほど愛知委員自身もそう言われて困ってしまったと言われましたが、私は、何が法治国家なのかということで一番問題は、やはり憲法を変えずに解釈改憲で、それこそ自衛隊をつくって、そして海外に行く、イラクの戦地まで行くということをやってきたことこそ、これが法治国家なのかということが問われる根本問題だというふうに感じております。

国民投票法案をめぐる反対の理屈についていかなものかとおっしゃいましたが、まさに、先ほど愛知委員の直前に私発言させていただきまして、その理屈を枝野委員からもわかる部分があると今おっしゃっていただきましたが、ぜひその辺をよく吟味していただきたいというふうに思っています。

それから、関連して枝野委員からお話がありまして、私も別に自民党と民主党と一緒に全部一から話をしているつもりはないので、海外派遣のときも含めていろいろな意見交換をさせてもらいながら、民主党の立場も私なりに理解をして、いろいろ御苦労されているのもわかっているつもりですが、やはり憲法改正というのは、これは国民が変える必要があるという大きな機運と意思ということがあつた中でやはり国会が発議する、私、前もそういうことを言いましたけれども。

やはりそういう中で、我々だって、将来、国民が大きくこの憲法を、例えば天皇制の問題だつてこのままでいいのかということになったときには、当然それはそういう意思に基づいて国会が

発議をし、そしてそれに基づいて手続があって、九十六条でやるということはあるわけで、その点はぜひ改めて御理解いただければと思います。

それから、枝野委員もよく言われますが、とにかく公正中立に、今のうちだ、ぎりぎりのところだというふうに手続、ルールのお話をされるんですが、私はもう既にぎりぎりどころか、先ほどもありましたけれども、これを入り口にして早く本丸にという話なので、まさに政権与党の側から、特に自民党の側からそういう状況をつくっている。そして、いかにこのハードルを下げることかということを私は率直に言って受けとめざるを得ないようなルールの中身の議論がされているし、国民の運動に対してどう規制するかという話もそういう点から出ているというふうに思わざるを得ないような話になっているので、そこのところはやはりしっかり見る必要があるんじゃないかなと思います。

最後になりますが、何人かの自民党委員の方から、国民の認識不足だというふうな問題とか、あるいは理解不足だということで、九条や国民投票法案の問題に対する国民の意識状況についてあったんですけども、私はそれは当たらないというふうに思います。

時間ですので、またそのことは次の機会があればやらせていただきます。